

石川県公報

平成 23 年 4 月 26 日 (火曜日)

号 外

(第 35 号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1</p> <p>公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 2</p>	<p>東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則 2</p>
---	---

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一研究職給料表の項及び別表第一備考一中「自然保護課」を「自然環境課」に改める。

別表第十知事の事務部局の部リハビリテーションセンターの項中

「次 長」を「次 長
担当課長」に改め、同部農林総合事務所の項中

「工事管理担当課長」を「工事管理担当課長
農業振興課担当課長」に改め、同部土木総合事務所の項中

「工事管理担当次長」を「企画調整担当次長
工事管理担当次長」に改め、同表教育委員会の部事務所の項中

「課 長
学校教育活性化推進室次長
人権教育推進室次長」を「課 長
人権教育推進室次長」に

「課 参 事
企画調整室次長
福利厚生室次長」を「課 参 事
福利厚生室次長」に改める。

別表第十七中 「北星小学校 七尾市 準へき地
那谷小学校 滝ヶ原分校 小松市 準へき地
鳳至小学校 舳倉島分校 輪島市 五級」を

北星小学校	七尾市	準ぐき地	に改める。
鳳至小学校 袖倉島分校	輪島市	五級	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一、別表第十及び別表第十七の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則（平成十四年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	「石川県住宅供給公社 石川県町長会 石川県道路公社 石川県土地開発公社 石川県土地改良事業団体連合会 財団法人石川県音楽文化振興事業団」	を	「石川県住宅供給公社 石川県道路公社 石川県土地開発公社 財団法人石川県音楽文化振興事業団」	に
	「財団法人石川県産業創出支援機構 財団法人石川県成人病予防センター 財団法人石川県体育協会 財団法人石川県長寿生きがいセンター 財団法人石川県デザインセンター」	を	「財団法人石川県産業創出支援機構 財団法人石川県体育協会 財団法人石川県デザインセンター」	に
	「財団法人いしかわまちづくり技術センター 財団法人金沢コンベンションビューロー 財団法人先端医学薬学研究センター 財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 社会福祉法人石川県社会福祉事業団 社会福祉法人恩賜財団済生会 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議 社団法人石川県金沢食肉公社 社団法人石川県観光連盟 社団法人石川県農業開発公社」	を	「財団法人いしかわまちづくり技術センター 財団法人先端医学薬学研究センター 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 社会福祉法人恩賜財団済生会 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議 社団法人石川県農業開発公社」	に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第九号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者を支援する活動を行うために、石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号。以下「勤務時間等規則」という。）第十一条第十五号に掲げる場合において取得する特別休暇の特例について定めるものとする。

（特別休暇の特例）

第二条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間等規則第十一条第十五号及び別表第二第十二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第十五号イ</p>	<p>地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域</p>	<p>東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域</p>
<p>別表第二第十二号</p>	<p>五日</p>	<p>五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、第十一条第十五号イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。

